

森林の生物多様性に関する新たな作業計画
(生物多様性条約第6回締約国会議決議「森林の生物多様性」の附属文書)

2002年4月

総括(Chapeau)

この新たな行動計画を実施するに当たり、締約国、各国政府、国際機関、地域機関、市民団体及び関係機関並びに適切な実行機関に対し以下のことを考慮するよう要請する。

- a 森林資源の持続可能な利用と利益の公平な分担の必要性
- b 原住民、地元住民の参加と権利の尊重への配慮の必要性
- c 生態系上重要な森林等を緊急に保全することの必要性
- d 生物多様性条約とそれ以外の国際機関との連携と重複の排除の必要性
- e 全ての関係者の参加による作用計画の実施をはかるため、資金・人・技術の資源を投入し実行可能性を高める必要性
- f 必要な活動が、国及び地方の森林計画、生物多様性戦略・計画に統合されていること
- g エコシステムアプローチ¹と持続可能な森林経営の関係を明確化する必要性

計画要素1 保全・持続可能な利用及び利益の共有

Goal1 全てのタイプの森林に対してエコシステムアプローチを適用する

目的1 地域的な相違に対応するあらゆる森林にエコシステムの手法を適用させるための実用的な手法、ガイドライン、指標、戦略を策定する。

- a) 持続可能な森林計画との関係でエコシステムアプローチの概念を明確にする
- b) エコシステムアプローチを森林生態系に適用する手引き書の作成
- c) 政策決定に必要な指標として使われるエコシステム構造的・機能的要素の特定
- d) 森林生態系ごとに施業を選択するための手引きの作成と実施
- e) 生態系にかかる計画と管理について、全ての利害関係者の参加の適切な形態の開発と実施
- f) エコシステムアプローチを取っている箇所の非公式なネットワーク
- g) 政策決定者・管理責任者に対してエコシステムアプローチの基礎、原則、モダリティ(姿勢)に対する理解を深めるためのワークショップの開催
- h) 森林の生物多様性と他の土地利用の良好な関係のための研究とパイロットプロジェクト

¹ 多様性 条約内で定義されている概念で、保全と公正な方法での持続可能な利用を促進するための手法として利害関係者の権利認識、生態系の構造と保全などを含む12の原則からなっている。CBD 第五回締約国会合文書、別添参照)

- i) 植林や植生回復など、森林の生物多様性を分断する行為の否定的影響を軽減する活動の推進

Goal 2 森林の生物多様性を脅かす圧力の削減

目的 1 国際法に従い、エコシステムを破壊する外来種の進入を阻止し、森林の生物多様性への圧力を削減する

- a) リスク評価、検疫の規制強化、また、COP6 で移入種のガイドラインが採択された場合はこれを考慮するなどして、外来種侵入防止のための戦略策定実施
- b) 移入種が森林及びその近縁の生態系に与える悪影響にかかる知識の集積

目的 2 公害汚染による被害の軽減

- a) 酸性物資や水銀、シアン等の公害汚染が森林の生物多様性に与える影響についての理解の推進
- b) 大気・土壌・水質汚染等の影響を評価するためのモニタリングの推進
- c) 森林の生物多様性と汚染低減の政策との調整
- d) 森林の生物多様性への影響ある汚染レベルの低減の政策ととの調整

目的 3 気候変動の森林の生物多様性への悪影響の軽減

- a) 影響のモニタリングと研究
- b) 一体となった戦略・計画の策定
- c) 気候変動に耐えうるよう森林の生物多様性の維持向上
- d) 気候変動の抑制
- e) 森林の生物多様性の保全と利用が気候変動に関する国際的活動にどの程度貢献するかの評価

目的 4 森林火災と防火活動が及ぼす悪影響の軽減と回避

- a) 人為的な火災（整地その他の土地利用活動などによる）による生物多様性への悪影響の低減のための、政策、施策、基準等の確認
- b) 人為的な火災による森林の生態系や種への影響等についての理解の促進
- c) 森林生物多様性の維持・増進のための、火災の管理手段の開発・促進
- d) 森林生物多様性への悪影響の緩和のための、火災の防止・制御の実践の促進
- e) 地方・国・地域レベルでの、森林火災に係るリスク評価、早期警戒、モニタリングと制御、防火及び火災後の生物多様性の回復の能力の増進等についてのシステムの開発の促進
- f) 人為火災の最小化のための、火災予測システム、監視、公的教育
- g) 火災を引き起こすような政策等による悪影響を回避するための戦略の策定
- h) 生物多様性に関する国家計画に、火災予防計画を含める
- i) 森林火災、病虫害、移入種等による森林生物多様性の喪失にかかる情報交換システムや森林火災早期警戒システムの開発、

目的5 生物多様性を保全するため自然の攪乱を抑えることによる影響の軽減

- a) 火災・風倒・洪水など模擬的な攪乱の発生・保全方法の推進開発

目的6 他の用途への土地転用・細分化による悪影響の軽減・回避

- a) 地元地域の権利・利権を尊重した、民地の保護地域や民間の保全方策の創設の奨励
- b) 国レベル地方レベルの緑の回廊の開設
- c) 森林の生物多様性を考慮した土地転用計画のコストベネフィット分析の推進
- d) 無秩序な人為的攪乱による森林の生物多様性への悪影響を回避するため、政策を推進

Goal3 森林の生物多様性の保全回復維持

目的1 荒廃した二次林並びに以前森林だった場所及びその他の場所に植栽された森林の生物多様性を維持する

- a) エコシステムアプローチに従った保全の実施ないしシステムの実行
- b) 生態系の機能を保全するため森林の生物多様性の保全
- c) 荒廃地や植生回復地についての国際・国内データベースの創設・改善

目的2 絶滅の危機にある種及び地域に特有の種の保全を促進するための森林管理の推進

- a) 当該種の現状と保全ニーズの特定
- b) 保全戦略の策定

目的3 適切で効果的な保全森林ネットワークの確保

- a) 保護区域の包括性と代表制の評価
- b) 関係者の参加の下、地理的、生態的な代表制を持った保護区域ネットワークの構築
- c) 保護地区を補完するため必要により同様な考え方による保全地域の設定
- d) 現在のネットワークの再構成
- e) 森林の生物多様性を保全するため保護方法の効率性の評価
- f) 保護地区の管理方法の適切さの保障

Goal4 森林の生物多様性の持続可能な利用の推進

目的1 森林の生物多様性を保全を確保するため森林資源の持続可能な利用の推進

- a) 地元住民の伝統的手法による生態系利用の支援
- b) 持続可能な利用を実施している活動の推進支援
- c) 持続可能な利用に関する地域活動の支援、技術移転、人的養成
- d) 社会経済文化的価値を内包する森林管理計画活動の支援
- e) CPF (Collaborative Partnership on Forest = UNFF) を支援する国際機関の

集まり)の他のメンバーとの間で持続可能な森林経営と森林の生物多様性保全の活動の関係について共同活動

- f) 地域住民の権利を尊重し生態系保全の基準を適切に考慮した第三者による信頼ある認証制度の推進
- g) 森林の生物多様性の管理と持続可能な森林経営を実現するデモンストレーションサイトを作りケーススタディを行う
- h) 持続可能な森林経営を行う民間事業体の支援

目的 2 持続可能でない木材及び非木材森林資源の収穫による損失の回避

- a) 野生食肉動物 (bush meet) に主眼を置いた作業グループの設置
- b) 地域社会の薪炭材使用による森林劣化を防ぐため、薪炭材の代替物を促進
- c) 非木材生産物の持続可能性を高めるための法制度
- d) 非持続的に伐採された、ワシントン条約の対象外の森林産物を、輸入国が輸入しないようにするため、その手法について締約国関係者に提案を要請する。

目的 3 森林の生物多様性の持続可能な利用と保全を図るため、現実的な住民管理の手法を開発し実行する

- a) 地元住民の教育、インセンティブの供与
- b) 土地の利用や権利にかかる係争の解決のための、地域社会の能力の強化
- c) 地域社会の、森林に関する伝統的知識による森林の保護・利用の奨励
- d) 森林生物多様性増進のための文化的多様性の維持
- e) 生物多様性の伝統的利用にかかる教育の実施
- f) 伝統的知識による環境の創造

目的 4 生息成育地内外を問わず、森林の遺伝的多様性の保全と持続可能な利用のための効果的公平な情報システムと戦略を策定し実施を促進するとともに、各国の実施とモニタリングを支援する

- a) 特定した主要種の個体数、DNA レベルの遺伝的変異などを考慮した森林遺伝子の多様性の評価、調和、推進
- b) 遺伝資源の多様性と個体数に着目して最も重要な森林の生物多様性を特定し、保全のためのアクションプランを作る。
- c) 森林管理、景観レベルの森林の変化、気候変動などに関連し、遺伝的多様性の重要性の理解の改善
- d) 森林の遺伝支援の状態を評価し、生息地内外における保全戦略を策定するための手引きを作成
- e) 森林遺伝資源の利益の共有と評価に関する政策の策定
- f) バイオテクノロジーの開発を監視しその応用が条約目的に添うように保証し、遺伝子組み替え物質の利用を制限する規則を整備
- g) 国レベル地方レベルでの森林遺伝資源の保管理に関する包括的な枠組みの

策定

- h) 絶滅の危機・過剰採取・生息地限定下にある森林依存種の、生息生育地内保全及び、補完的な生息地外保全の、適切且つ代表性を持った実施

Goal5 森林遺伝資源のアクセスと利益の共有

目的1 森林の遺伝的多様性・伝統的知識の利用から生じる利益の公正で適切な共有の推進

- 第六回締約国会議で承認された場合、ボン・ガイドライン草案に基づき、利益共有のための国地域地球レベルのメカニズムの作成、地域住民の能力開発、経験の普及
- a) 地方、国、地域、世界レベルでの利益配分を容易にする仕組みの設立
- b) 地域社会における、利益配分に係る交渉能力の強化
- c) 情報センターを通じた、地方レベルでの利益配分にかかる体験情報の普及

計画要素2 制度、社会経済的实施環境

Goal1 制度的实施環境の向上

目的1 生物多様性減少の多様な要因についての理解の向上

- 制度的弱点などの特定の原因究明・成功事例の報告
- a) 締約国は、森林生物多様性の減少につき、透明な方法で分析。その際は、人口増加のような広い社会経済的要素によるものと、各精度の不十分さや市場・政策の失策などのそれぞれの要素によるものとを区別する必要がある。
- b) 締約国は、上記 a)に基づき勧告を実施
- c) 締約国は、森林減少にかかる成功例を条約情報拠点を通じ報告

目的2 関係機関・政府は、森林政策など特定分野の政策立案に際し、生物多様性の保全と持続可能な利用の概念を導入

- a) 森林の生物多様性の概念を、国の森林計画、持続可能開発計画、経済発展計画その他に導入する政策と優先順位を確立する。
- b) 持続可能な森林経営の報告様式を合理化（両プロセスの調整）
- c) 指標の開発
- d) 関連する援助プログラムの目標に明示
- e) 地方の森林計画への森林の生物多様性の統合
- f) 効果的な実施のための手法開発。住民参加など
- g) 森林関連国際機関間の協力・連携強化
- h) 関係する人づくり

目的3 関係者・政府は、森林の生物多様性の保全と持続可能な利用の基盤強化を図るため、森林関係法令・所有権・森林計画のシステムの見直し改正実施など、

統治の改善を図る

- a) 森林の生物多様性の保全と持続可能な利用が可能な十分な面積の永久森林制度の導入
- b) 地元住民との意見交換に基づく土地所有権の設定
- c) 森林法規は、多様性条約の規定、締約国会議の決定を踏まえたものとする。
- d) 森林関係法の中に伝統的な知識と価値を保全する措置
- e) 法制度の中にボン・ガイドラインに基づく利益の分配問題を導入
- f) 森林伐採権の環境条項(? performance bonds in forest concession)の役割についてのケーススタディと研究を関係者機関に要請
- g) 森林の生物多様性の保全と持続可能な利用のための良好な管理手法の開発を関係者に要請
- h) 林地開発の決定時に環境的社会経済的事前評価を導入

目的 4 森林法規の実行の促進と関連貿易に関する取組

- a) 非持続的な伐採・開発・関連する貿易が、森林の生物多様性に及ぼす影響に関する情報を提供するよう、関係者に要請。この情報提供により各国は適切な措置をとる。
- b) 違法活動の定義、明確な抑制を含む法体系の整備
- c) 法の効果的執行のための人材育成、手法開発
- d) 伐採企業の持続可能な活動と木材会社の生物多様性保全のための行動規範の策定
- e) 合法的に産された木材であることを証明するための追跡手法の開発
- f) 非持続的な林産物の収穫と関連する貿易の影響についての調査を要請

Goal2 森林生物多様性減少を招いた意志決定の原因となった、社会経済的失敗と歪曲の是正

目的 1 森林の生物多様性を減少させた意志決定に導いた市場の失敗・歪曲の是正

- a) すべてのレベルの関係者でコストと利益を分担する仕組みの創設
- b) 生物多様性その他の森林生態系の価値の評価の方法を策定・テスト・普及し、その価値を計画管理に統合する。
- c) 森林の生物多様性その他森林の価値を評価し国民勘定システムに統合し実態経済に反映させる。
- d) 森林の生物多様性の促進と持続可能な利用の経済的インセンティブを与える方法の考案と実行
- e) 持続可能でない利用を促進するインセンティブの除去
- f) 持続可能な利用のインセンティブを供与し、代替する持続的な収入を確保
- g) 森林生態系の限界を考慮し、現在及び将来の生産消費パターンの可能性を評

価するための分析を実施普及

- h) 国内法・貿易秩序を、森林の生物多様性の保全と利用と両立
- i) 森林の生物多様性の費用便益評価の知識を改善する

Goal3 市民の教育、参加、普及の推進

目的1 森林の生物多様性とその利用についての価値への支持と理解をあらゆるレベルで広める

- a) 森林の生物多様性の重要性 P R
- b) 持続可能に生産された森林産物の消費者への啓蒙
- c) 伝統的知識の重要性の啓蒙
- d) 森林産物の生産と消費が森林の生物多様性に与える影響の啓蒙
- e) 国民のリーダー政策決定者に対する啓蒙
- f) 伝統的知識の再認識保全のための適切な措置
- g) 森林作業の従事者、会社、コンサル会社などへの啓蒙

計画要素3 知識評価モニタリング

Goal1 森林の生物多様性の現状と変化の測定を改善するため、様々なレベルの森林の一般的な区分方法を確立し、地球規模から森林生態系規模に到る分析を行う

目的1 キーとなる生物多様性の要素が取り扱われ、国際的に認知された森林に関する定義に従い、地球規模地域レベルの森林区分方法を見直し採用する。

- a) リモートセンシング技術と整合性がとれ、生物多様性の多様な要素を含み、国際的・地域的な森林プログラムとを念頭に置いた、森林の類型化のための森林区分を見直し採用する
- b) 10年に一回の地球規模地域規模の森林資源調査を行う
- c) 地球規模地域規模の森林タイプの報告システムに使用するため、UNFF/CPFと協力し標準的森林の定義を見直し開発する

目的2 国ごとの森林区分システム及び地図の作製

- a) 現在の各国の分類方法を見直す
- b) 新たな方法を策定する
- c) GIS の利用

目的3 必要な場合生物多様性の保全と利用のため重要区域における特別な森林エコシステム調査を行う

- a) 実施する場合の地域決定基準

Goal2 入手可能な情報に基づき、森林の生物多様性の現状と変化を測定する手法についての知見を改善する

目的1 持続可能な森林経営の枠組みで地域別国別の手法に基づき基準指標の開発実施を促進する

- a) 持続可能な森林経営の枠組みの基づき国際的・地域的・国ごとの基準指標を開発実施
- b) 持続可能な森林経営の現在の作業や原住民の伝統的な知識に基づき、国際的・地域的・国別の森林の生物多様性の指標を選択改良し、10年に一度の森林調査に使用

Goal3 森林の生物多様性の役割と生態系の機能についての理解を改善する

目的1 森林の生物多様性と生態系の機能についての研究計画を進める

- a) 生態系の機能と森林の生物多様性の関係を解明する研究
- b) 多様性減少の閾値に関する研究
- c) 多様性減少に対応する森林生態系の保全技術の開発応用
- d) 現在の森林管理が当該森林と隣接森林における生物多様性に与える影響の研究

Goal4 地球規模の森林生物多様性を正確に評価モニタリングするため、データ情報管理手法の基盤を改良する

目的1 地球規模の連携したデータベースを作成し、クリアリングハウスメカニズムを通じて供与される機会を生かして各国の森林の生物多様性をモニターするため、技術的能力を改善強化する。

- a) 人材養成のための戦略計画の策定、技術協力の実施